

2024年3月4日

博士学位論文要旨

論文題目：足利義満の対外姿勢と元明交替

提出者：大西 信行（中央大学文学部特任教授）

1.論文の主題、当該研究分野における位置づけ

本博士論文は、「室町幕府ないしその最高権力者たる室町殿にとって、外交とはいかなる意味を持つ活動なのか」という問題関心のもと、歴代の室町殿の中で最初に外交主体としての立場を確立した足利義満の対外姿勢を、その確立過程に焦点をおき、西暦1368年に成立した明朝との関係を軸に論じたものである。

室町殿が外交主体となる過程と外交主体としての立場を確立した意義については、政治史を専門とする研究者も大きな関心を持ってきた。なかでも、かつて日本中世史研究を主導した佐藤進一氏は、足利義満執政期の室町殿権力のありようを分析する中で、義満による「日本国王」号の取得とそれにともなう対明外交権の獲得は、天皇に代わる自らの地位を保証する権威を明皇帝のそれに求めたものであり、かつ、銭貨の輸入を独占することによって実質的な貨幣発行権を持とうとするものであると論じた¹。そして、その佐藤氏の議論を承けて今谷明氏は、義満による日本国王号の獲得を「皇位篡奪」の一環と明確に位置づけ、その過程をドラマティックに叙述した²。しかし、この今谷氏の所論に対しては、日明関係史の専門家からだけではなく、多くの論点からの批判が提出され、もはや成立しがたい。

では、義満はどのような目的で日本国王たることを受け入れたのであろうか。

それについては、田中健夫氏・佐々木銀弥氏・橋本雄氏らが指摘するように³、勘合貿易の経済的な利益を求めてのものであったと考えられる。しかしこの立場をとる多くの論者にしても、足利義満は「日本国王」たることを望み、それをを目指したという認識は共有しているように見受けられる。その点自身を検討の俎上に載せることで、「日本国王」号の成立過程や室町殿による外交体制の確立過程を描き直せるのではないかと考えている。

2.論文の構成、各章の概要

本博士論文は2部全8章および序章（問題の所在）・終章（結論と今後の課題）からなる。前半部分にあたる第一章から第四章までが第一部であり、足利義満が創設間もない明朝の皇帝から「日本国王」と認定され、それを受け容れるまでの過程を再検討した。

第一章「応永八年までの足利義満の対明姿勢」では、足利義満が「日本国王源道義」という外交名義を獲得するまでの過程、そして彼が「日本国王」たることを受け入れた理由について、明が最初に日本国王と認めた「良懷（征西將軍懷良親王）」の名義で足利義満が使者

を派遣していたという先行研究も踏まえながら再検討した。その結果、洪武期における日明関係の転回点である洪武19年の林賢事件（寧波衛指揮の林賢が、丞相胡惟庸の一昧であるとして処刑された事件）の結果、洪武帝が対日断交を表明して「日本国王良懷」の名義が使えなくなった。義満は洪武帝の治世が終わるのを待って、自らの名義で使者を派遣したが、その際にも、朝貢には必須の上表文を作成しなかったり、明からの使者を接遇する儀礼では明の規定を甚だしく逸脱する態度を取ったりするなど、「日本国王」と認定され、明皇帝にたいして臣礼をとることを一貫して忌避し続けたことを明らかにした。

第二章「明の洪武帝による義満への叱責と《良懷上表文》」では、洪武年間の日明関係の史料の中でもとりわけよく知られているものの一つである、日本国王良懷が明に齎したとされる上表文（以下、《良懷上表文》）について分析した。

当該史料は、『明史』日本伝に収められていることもある古くから着目され、戦前からいつ、だれが、何のために明に齎したものかをめぐって、多くの研究者が説を示してきた。

筆者は《良懷上表文》が明代に編纂された複数の経世書や日本地誌に収められていること、そして、この史料に関連すると思われる『明太祖実録』洪武14年7月戊戌（15日）所収の2通の礼部の移書の別テクストが『高皇帝御製文集』に収録されている事実に着目した結果、同年の日本国王使如瑠の態度を叱責する明からの2通の移書、なかでも「日本征夷將軍」にあてた移書への返答として、足利義満ないし室町幕府が発給し、洪武19年に明に朝貢した日本国王使宗嗣亮が齎したと結論した。そして、《良懷上表文》が明に齎されたことが、洪武帝の激しい怒りを招き、林賢事件を捏造してまで対日断交を決意させるに至ったと結論した。

第三章「《良懷上表文》は洪武9年に明に齎されたものか」は、第二章の補論である。第二章のもとになった論文が『古文書研究』94号に掲載された後、村井章介氏は2023年6月に行われた国史学会の公開講演（<https://www.kokugakuen.ac.jp/event/355686>、2023年9月10日最終閲覧）において、《良懷上表文》は洪武14年の日本国王使如瑠の入明をきっかけとして明の礼部が日本宛に発した2通の移書に対する応答という筆者の結論を批判し、洪武9年の日本国王使がもたらした可能性が高いとの新説を示された。その氏の新説について検討を加えた結果、氏の新説が成り立ち難いことを確認し、筆者が第二章で述べた結論の蓋然性を再確認した。

第四章「洪武帝にとっての朝貢国「日本」」では、建国当初に日本を朝貢国と位置付けて、さかんに使者の派遣を促した洪武帝にとって、朝貢国としての日本がいかなる存在であったかについて、他の朝貢国と比較しつつ論じた。洪武帝は、日本に対して厳しい態度を取るようになった。しかし、洪武帝が朝貢国に対して威嚇したり対立を抱えるのは、日本に対してだけではない。また、日本からの使者派遣が専ら商業上の利潤を求めたものであり、それを明朝が問題視し、洪武年間の日明関係が悪化したとされているが、商業上の利益に主要な関心があり、かつそのことを明側が看破した朝貢使は、日本以外の諸国にも事例がある。

これらを考え合わせたとき、明による対日断交は、朝貢使の実態や倭寇の問題よりも、あ

くまで臣従を拒み、洪武帝の意を満たさない日本側の態度がより本質的な要因だと論じた。

第二部の各章では、第一部の各章の論証とも密接に関わる、明の各種典籍に収められる一四世紀後半の日本に関する情報について考察した。

第五章「明代における日本情報の概観」では、明代において、どのような日本についての情報が蒐集され、それがどのような典籍に収められているかを概観し、薛俊『日本国考略』、鄭若曾『籌海図編』、鄭舜功『日本一鑑』、嚴從簡『殊域周咨錄』『使職文献通編』、張時徹『(嘉靖)寧波府志』、胡宗憲・薛應旂『(嘉靖)浙江通志』の各史料について編纂の事情や構成、史料の性格などを概観した。

第六章「明代初期の日本情報：林賢事件を中心に」では、第一部第二・三章の行論上重要な出来事であった洪武19年の「林賢事件」に関する史料を検討し、当該事件に関する言説がどのように形成されたかを考察した。同事件に関するもっとも古い情報は、同事件の翌年に編纂された『御製大誥三編』であるが、その内容は捏造の可能性がきわめて高く、にわかには信用できないことが多くの東洋史家によって指摘されている。事件そのものは捏造されたものなので、それを明朝がどのように正当化するかが重要となるのだが、「指揮林賢胡党第九」では、胡惟庸と林賢の結託のみが強引につじつま合わせされた結果、史料の内部に多くの矛盾が出来することとなった。寧波の乱やいわゆる「嘉靖大倭寇」をきっかけとして編纂された日本地誌や浙江の地方誌など各種の史料では、「指揮林賢胡党第九」の矛盾を解決するためにさらに強引なつじつま合わせをおこない、洪武帝の激しい怒りを買った使者が二度も明に来貢したり、謀反の張本人とされた胡惟庸がその死後に他人と結託すると言った話や、さらには、日本国王が明への朝貢品のなかに武器を仕込むといった荒唐無稽な物語ができあがっていったことを明らかにできた。

第七章「朝鮮半島に伝わった『日本国考略』」では、明朝において編纂された日本研究書のうち、最初のものである『日本国考略』が朝鮮にも伝わっていることが分かる、早稲田大学所蔵の写本について検討した。この写本の末尾に附された手跋から、朝鮮の明宗10年(1555)に倭寇の船が朝鮮半島の南岸を襲ったいわゆる「達梁倭変」をきっかけに、日本を対象とした海防への関心が高まり、明と朝鮮との外交に従事していた手跋の記主が明で同書を見かけて朝鮮に持ち帰り、印刷したことが明らかになっている。さらに、この手跋の内容から、一六世紀半ばの朝鮮王朝においては、日本を対象にした海防に関心が高く、かつて朝鮮において編纂された詳細な日本・琉球地誌である『海東諸国紀』よりも、はるかに有用な情報が書かれているとの認識があることを明らかにした。

第八章「朝鮮王朝実録に収められた二つの《良懷上表文》」では、第一部の各章で考察した《良懷上表文》が、当該上表文が作られた14世紀後半から遠く離れた16世紀末や18世紀半ばの『朝鮮王朝実録』において引用され、秀吉の朝鮮出兵のさなかに、被害者である朝鮮王朝の頭越しに日明間で行われた和平交渉で暗躍した沈惟敬から得た文書とされたり、現在の中華人民共和国の新疆ウイグル自治区にいたジュンガル部が清朝に対して和平を請う

文書とされるなど、この上表文が中華王朝と交戦状態にある国が中華王朝に対して発する講和の呼びかけのテンプレートとして時間的・空間的に広がっていくようすを確認した。

3.論文の独自性

前節で述べてきた個別の章の論点を総合して、序章で提示した「室町幕府、あるいはその最高権力者たる室町殿にとって、外交とはどのような意味をもつ活動なのか」という問い合わせて、現時点での筆者の回答を、本博論が検討の対象とした足利義満執政期、なかでも、応永八年に祖阿・肥富を明に派遣し、翌九年になって洪武帝の後をついだ建文帝から使者が派遣され、北山第で使者と面会し、その詔書を受け取るまでの時期に限定して提示したい。

足利義満にとっては、洪武帝が求めた明皇帝への臣従をともなう朝貢など全く望んではおらず、応永八年、あるいは明からの使者を接受する翌九年に至っても一貫して忌避していた。征西將軍懷良親王が日本国王と認められたことを、明から懷良に宛てて派遣された使者を室町幕府の九州探題今川了俊が接受したことで義満が知り、義満はその懷良（良懷）の名義を利用して明との交渉を行った。それは、貿易のためでもあり、禅僧の留学機会の確保のためでもあろう。第一章でみたように、現地での日本僧の待遇が必ずしも満足のいくものではないとしても、それでも留学を望む僧侶がたえなかったことは、明の史料に日本人が雲南・四川・陝西に送られていると書かれていることや、彼らの詠んだ漢詩が今日に残ること、そして雲南の大理に日本から来た四人の僧侶の墓とされる石塔が現存していることからも間違いないだろう。

義満は運良く手に入った「明への入国パス」を利用する一方で、自らの名義でも使者を送った。しかし、それは受け入れられなかった。その理由は義満が陪臣であることよりも、義満が自らの名義で使者を送るにあたっては、洪武帝の徳を称える上表文を用意しないなど、洪武帝が求める朝貢の体裁を整えなかったことがより大きな理由であったろう。そうして、義満は良懷の名義と自らの名義を使い分け、良懷の名義の時には「日本国王」として臣従の意思を示して朝貢の体裁をとり、義満自身の名義の時には朝貢の体裁をとらなかった。洪武帝そして明朝は日本から来る「日本国王良懷」名義の使者も、「征夷將軍源義満」⁴名義の使者も、どちらも実態は日本の都から来ていることを知っていたんだろう。なぜならば、良懷名義の使者の中に北朝とつながりが深い人物が含まれていることを、洪武帝のブレーンである宋濂が知っているからである。

そうして、義満と洪武帝がお互いのハラを探り合いつつ交渉する状況は、洪武帝が宰相の胡惟庸を肅清して国内の体制を固め、対外関係の統制を強化したことで破綻する。胡惟庸の肅清以後、日本からの朝貢は良懷名義でも認められなくなった。洪武14年の2通の移書から考えて、洪武帝は義満自身が派遣主体の名義人となって臣従・朝貢することを望んだのだろう。しかし、それは義満の忌避するところであった。義満が洪武帝に示したいわば「最終回答」が《良懷上表文》であり、それに対する洪武帝の反応が林賢事件を捏造した上で対日

断交であった。第六章で論じたとおり、その捏造は相当強引に行われたことが林賢の処刑に関する記事から伺える。それだけ洪武帝の日本に対する怒りが激しかったのであろう。

洪武帝が亡くなることで再び事態は展開し、足利義満は改めて使者を派遣したが、そのときには、入明を望む禅僧を使わず、また、上表文も使者には持たせなかった。しかし、明側はその使者を「足利義満（源道義）が日本国王への認定を求める使者」と強引に解釈し、そのための詔を齎す使者を義満のもとに派遣し、彼は「日本国王」となった。

つまり、義満は「日本国王」たることなど望んではいなかったのに、日本国王たらざるを得なくなったのである。実際のところはデッチ上げではあるが、謀叛に加担して洪武帝の怒りを買い、その結果断交に至った「良懷」の名義はもはや使えなくなつたからである。

「外交」ということばを、国家を代表した者同士の交渉と定義するならば、足利義満にとっては「外交」には何の興味もなく、何の意味も見いだせなかつたであろう。彼にとっては、貿易ができる唐物が手に入り、明での修行を望む僧侶の渡航機会さえ確保できれば、それでよかつたのだと思われる。しかし、その義満の思いは、海禁と朝貢を一体的に運用する明朝の対外政策の前には貫徹できなかつたと結論せざるを得ない。

足利義満は一貫して冊封を忌避したが、その手段として用いた「日本国王良懷」の名義が使えなくなった結果、足利義満は朝貢を行つて不本意ながら明皇帝に臣従の意思を示したと結論づけたのは、本博論の独自性と考える。

4.今後の課題

今後の課題として挙げられるのは、その義満が永楽年間になってからは義満自身が亡くなるまで頻繁に朝貢し、永楽帝を喜ばせた⁵ことをどう説明するかである。応永8・9年段階までの義満の態度とは明らかに違いがある。この義満の対外姿勢の大転換には一体どのような意味があるのかをまずは明らかにしたい。そのことは、義満が不承不承ながらも手に入れた「日本国王」という名義を、義満の後継者たちがどのように受け継ぎ、利用していくかを解明することにもつながっていくであろう。

¹ 佐藤「室町幕府論」『日本中世史論集』

² 今谷『室町の王権：足利義満の皇位篡奪計画』

³ 田中『中世対外関係史』・佐々木『日本中世の流通と対外関係』・橋本「室町・戦国期の將軍権力と外交権：政治過程と外交関係」『歴史学研究』七〇八

⁴ 『明太祖実録』洪武一三年九月甲午（七日）条では、派遣主体をこのように記している。出家前の段階では、義満は明に対してこのように名のつたと考えられる。

⁵ 檀上寛氏は、永楽帝は義満に「永楽帝は周辺諸王の中でも、ひたすら従順な義満に対し、外夷の範となることを期待していたのだろう。」と評している。